

第5章 計画の推進



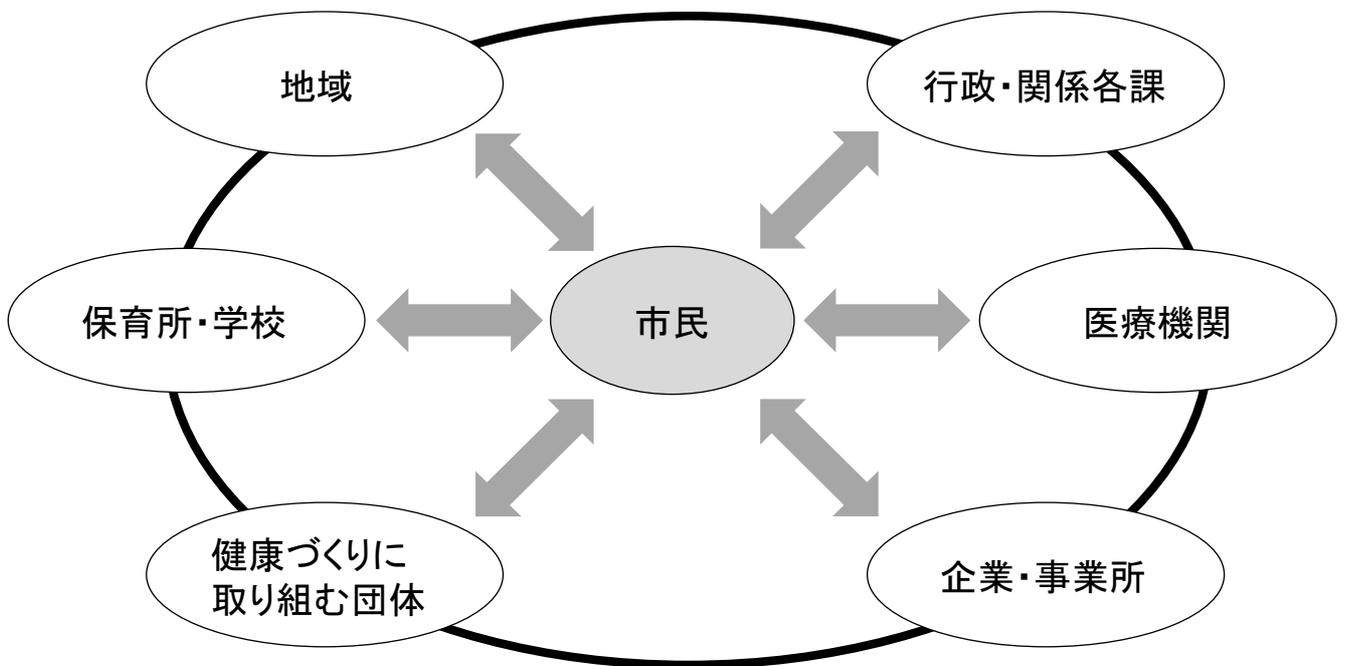
第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画を推進し、目標を達成するためには、健康づくりの主体となる市民一人ひとりが本計画を十分理解し、実践することが大切です。

そのためには、「広報もりや」及び市ホームページなどを通して本計画の市民への周知を図るとともに、行政、地域、保健・医療・福祉関係機関、教育機関、企業などの団体が協力し、互いに連携を図り、総合的に取り組んでいきます。

【地域における計画の推進体制】



第2節 計画の進行管理

計画を効果的に推進するためには、計画策定(P l a n), 推進(D o), 評価(C h e c k), 改善(A c t i o n)を効率よく進行していくことが重要です。

計画においては、各年度における事業の進捗状況を把握し、評価及び課題の検討を行っていきます。最終年度には、目標達成状況の最終評価を行います。その評価結果と合わせて、計画策定後に生じた社会情勢の変化や新たな健康問題も考慮し、更なる改善に向けた計画の見直しを行います。

【第三次 健康もりや21計画のPDCAサイクル】

